

虐待防止のための指針  
(第1版)

令和4年3月

社会福祉法人 倉敷市社会福祉事業団

## 1 虐待防止に関する基本的な考え方

当事業団では、利用者に対する虐待は重大な人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法や障害者虐待防止法等の法律の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の養護に資することを目的に、虐待を防止するとともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為を行わない。

### (1) 身体的虐待

暴力的行為により身体に傷やアザ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為

### (2) 心理的虐待

脅しや侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること

### (3) 性的虐待

本人が同意していない性的な行為やその強要

### (4) 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

### (5) 介護・世話の放棄・放任

必要な介護サービス等の利用を妨げる、世話をしない等により、生活環境や身体的・精神的状況を悪化させること

## 2 虐待防止のための組織体制

### (1) 虐待防止委員会の設置・運営

虐待の発生を防止することを目的として「虐待防止委員会」を設置する。

虐待防止委員会は、当事業団の各施設を横断的に網羅し、身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営する。また、その構成員は身体拘束適正化検討委員が兼務する。

### (2) 虐待防止委員会の開催

虐待防止委員会は、年1回以上開催することとし、その取り組みの確認・改善等を検討する。また、虐待が疑われる事案が発生した場合には、事実の確認や原因を追究するとともに再発防止対策等を検討するため開催する。

### (3) 虐待防止委員会における検討事項

- ① 虐待防止委員会の組織・運営に関すること
- ② 虐待防止のための指針に関すること
- ③ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
- ④ 虐待について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 職員が虐待を把握した場合に、市への通報が迅速適切に行われるための方法に関

- すること
- ⑥ 虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発防止策に関すること
  - ⑦ 再発の防止策を講じた際の効果の評価に関すること
  - ⑧ その他虐待防止のために必要な事項

### 3 虐待等が発生した場合の相談・対応に関する基本方針

- (1) 職員等は、他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、虐待防止委員会の委員又は上司に相談・報告する。ただし、虐待を行った者が、報告を受ける立場にある者の場合には、上席の上司又は他の施設長等に相談・報告する。
- (2) 虐待について相談や報告を受けた者は、報告を行った者の権利が不当に侵害されることがないように細心の注意を払ったうえで、虐待を行った当人に事実確認を行う。また、必要に応じて関係する者から状況を確認し、虐待の概要を整理する。
- (3) 事実確認の結果、当該虐待の事象が事実と確認された場合には、虐待を行った当事者に対応の改善を求め、就業規則に則り必要な措置を講じる。
- (4) 上記対応を行ったにもかかわらず、改善されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市等の外部機関に相談する。
- (5) 事実確認の内容や事案の発生経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において、当該事案がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に徹底する。
- (6) 虐待の発生後、再発危険が取り除かれて再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を市の担当部署に報告する。
- (7) 必要に応じて関係機関や地域住民等に説明し、報告を行う。

### 4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待防止のための研修は、虐待防止に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、虐待防止の徹底を図るものとする。

- (1) 定期的な教育・研修の実施（行政等他機関による研修を含む。）
- (2) 新任者に対する虐待防止のための研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施

### 5 利用者等に対する当該指針の閲覧

当事業団の虐待防止のための指針は、利用者及び家族等が自由に閲覧できるよう、ホームページ等で公表する。

### 6 その他の虐待防止推進のための基本方針

人権を尊重した虐待のないサービスを提供するためには、サービス提供に関わる職員

のすべてが虐待防止に対する共通認識を持ち、虐待をなくする取り組みをしなければならぬ。